

令和 5 年度第 1 4 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 5 年 1 0 月 2 4 日

担当部・課：保健福祉部生活再建支援室〔内線 3 9 5 3〕

① 件 名
災害援護資金償還金の支払猶予及び違約金免除に係る職権適用について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>災害援護資金償還金の債権管理において、無反応者への対応が課題となっていることから、災害弔慰金の支給に関する法律第 1 6 条の調査権限を無反応者等に対して活用する方法について、宮城県が国に確認した結果、条例施行規則等の改正を行うことにより、職権による支払猶予が可能となるとの見解が令和 5 年 1 月 2 7 日に示された。</p> <p>また、違約金の免除については、申請書の提出が難しい借受人等の扱いを県内被災沿岸市町で検討を重ね、職権適用を可能とすることが適切である旨、申し合わせたところである。</p> <p>【目的】</p> <p>支払猶予及び違約金の免除要件に該当する借受人等のうち、高齢や障害等を理由に本人からの申請が難しい場合に、職権適用を可能とするもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 2 3 年政令第 1 3 1 号）</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 3 6 号）</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成 1 7 年規則第 7 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>【支払猶予に係る職権適用】</p> <p>令和元年 7 月 国から災害弔慰金の支給等に関する法律第 1 6 条に規定する調査権限について通知</p> <p>令和 5 年 1 月 県から法第 1 6 条の調査権限と支払猶予の職権適用について見解が示された</p> <p>【違約金免除に係る職権適用】</p> <p>令和 4 年 7 月～ 被災沿岸市町による意見交換会の際に職権免除について検討</p> <p>令和 5 年 9 月 被災沿岸市町による意見交換会の際に職権免除について申し合わせ</p>
⑤ 主な内容
<p>【支払猶予及び違約金免除に係る職権適用】</p> <p>支払猶予及び違約金の免除に該当する借受人のうち、高齢や障害等を理由に申請書の提出ができない場合、職権による支払猶予及び違約金免除を行うもの。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>職権適用を可能とすることにより、申請書の提出が難しい借受人等の救済や事務手続の簡素化が図られる。</p>

⑦ 他自治体の政策との比較検討

【支払猶予に係る職権適用】

仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、亘理町：関連する条例施行規則の改正済  
その他県内被災沿岸市町：令和5年度中に関連する条例施行規則を改正予定

【違約金免除に係る職権適用】

各自治体の状況により順次、関連する条例施行規則を改正予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年11月 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正  
(施行予定年月日：公布の日から施行)

⑨ その他

【災害援護資金概要】(令和5年3月末現在)

- 1 貸付限度額：350万円(り災の程度に応じて貸付限度額に定めがある。)
- 2 貸付実績：3,064件、約64億2,551万円  
うち令和4年度分：1件、150万円を貸付
- 3 貸付残高：2,237件、約25億7,026万円  
(参考)：令和7年度 国・県への償還予定額 約11億3,700万円
- 4 職権適用想定：支払猶予は該当する約370件中、約100件を見込む  
違約金免除は該当する約570件中、約40件を見込む

○支払猶予とは

災害弔慰金の支給等に関する法律第13条及び同法施行令第12条に規定

災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。とされており、やむを得ない理由の判断については市町村の裁量に任されている。

○違約金とは

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令9条に規定

災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。とされており、やむを得ない理由の判断については市町村の裁量に任されている。

※政令改正前の平成31年3月31日までの違約金は年10.75パーセントの割合で徴収する。